# 今後の二次保健医療圏について

- ◆ 2024 (令和 6) 年度から始まる第 9 次県保健医療計画の策定に向け、現在 10 ある二次保健医療圏のあり方を検討する必要
- ◆ 検討に当たっては、客観的なデータに基づき、まずは各圏域(地域保健医療対策協議会)において議論を始め、状況は県保健医療計画会議において共有したい。

# 1 検討の必要性

- ① 令和6年度から始まる第9次県保健医療計画の策定に向け、<u>現在10ある二次保健</u> 医療圏のあり方を検討する必要
- ② 検討に当たっては、同じく令和6年度から始まる<u>医師の働き方改革(時間外勤務の</u>上限規制)を見据えた対応が必要
- ③ 二次保健医療圏の設定を含めた地域医療の提供・連携体制のあり方については、<u>市</u>町村・郡市医師会など地域関係者の理解・合意が不可欠

## 2 議論の進め方

- ① 県は、患者の受療行動や各医療機関の対応状況などの関連データを取りまとめ、「地域保健医療対策協議会」に示す。
- ② 「地域保健医療対策協議会」は、県が示すデータを参考として、各圏域における今後 の二次医療提供体制について議論・検討する。
- ③ 議論においては、圏域の統合・広域化へ単に誘導するのではなく、地域の事情や医療 資源の実情・見通しを考え合わせながら、各圏域が志向する形を忌憚なく意見交換し てもらう。
- ④ 県は、各圏域における議論・意見を踏まえ、9次計画における二次保健医療圏のあり 方を決定する。

#### 3 スケジュール

- ① 各圏域で地域保健医療対策協議会を複数回開催し、<u>令和4年内</u>を目途に各圏域の考え方・方向性を取りまとめる。
- ② <u>令和4年度中</u>を目途に、各圏域の考え方・方向性を踏まえ、県としての対応方針を取りまとめる。
- ③ 各地域の議論の状況は県保健医療計画会議で共有し、県全体の方向性を整理していくこととする。

<参考1:二次保健医療圏に関する検討経緯>

期	) 策定年月	圏域数	 
第1次	1988 (S63) 年 6月	1 0	当時の広域市町村圏を単位として設定
第2次(平成5年)~第4次(平成12年)では変更なし			
第5次	2005 (H17) 年 3 月	10	平成20年3月改定:脳卒中及び急性心筋梗塞の医療連携体制を構築(二次医療圏より広域な圏域を設定)平成21年3月改定:がん、糖尿病、救急医療、災害医療、へき地医療及び周産期医療の医療連携体制を構築(二次医療圏より広域な圏域を設定)
第6次	2010 (H22) 年 3 月	1 0	二次保健医療圏の見直し(5 圏域)を検討 ⇒ 二次医療圏は 10 圏域のままとし、疾病や事業により「二. <b>五次保健医療圏</b> 」を設定
第7次	2015 (H27) 年 3 月	1 0	国が定める見直し基準に該当する圏域なし
第8次(現行)	2018 (H30) 年 4月	1 0	国が定める見直し基準に該当する圏域なし 全圏域で「現行の圏域が望ましい」の意見

# <参考2:過去の経緯(第6次保健医療計画策定時)>

(1) 平成20年3月:第5次群馬県保健医療計画 改定

脳卒中及び急性心筋梗塞の医療連携体制を構築(二次医療圏より広域な圏域を設定)

(2) 平成21年3月:第5次群馬県保健医療計画 改定

がん、糖尿病、救急医療、災害医療、へき地医療及び周産期医療の医療連携体制を構築 (二次医療圏より広域な圏域を設定)

- (3) 平成21年9月: 知事協議
  - 二次保健医療圏の見直しについて、地域の医療関係者と調整を進めることを確認
- (4) 平成21年10月: 群馬県保健医療計画会議
  - 二次保健医療圏の見直しについて、地域の医療関係者と調整することについて了承
- (5) 平成21年10~12月:地域保健医療対策協議会
  - 伊勢崎、桐生、館林で現状維持を支持する意見が大勢、吾妻は賛否が割れる
  - 他の地域は概ね広域化案に賛成
- (6) 平成22年1~2月: 地域保健医療対策協議会
  - 伊勢崎、桐生、太田・館林圏域において現状維持を支持
- (7) 平成22年3月:群馬県保健医療計画会議
  - 二次保健医療圏の現状維持、4疾病2事業について二. 五次保健医療圏の設定を了承
- (8) 平成22年3月末:第6次群馬県保健医療計画 策定

# <参考3:二.五次保健医療圏について>

医療の高度化・専門 化や病院勤務医の不足 等を背景に、特に急性 期医療を必要とする分 野において、現行の二 次医療圏より広い範囲 で対応する必要が高 まっている。

本県では、脳卒中や 周産期医療など4疾病 2事業で設定した圏域 を、二次保健医療圏より広域であることから 「二.五次保健医療 圏」として位置づけ、 医療連携体制のための 基本的な枠組みとしている。

